

柔整における長期・頻回施術の状況

柔整における長期・頻回施術の調査の概要

1.目的

令和6年度改定に向けて、柔整における「捻挫」「打撲」「挫傷」などの対象疾患について、長期・頻回施術等の調査・分析を行うことを目的とする。

2.調査データ

○柔整療養費支給申請書（データ提供健保組合）

令和3年4月施術分から10月施術分 約22万件、負傷名「捻挫」「打撲」「挫傷」

3.調査結果（概要）

○頻回施術（後療回数）について

・捻挫、打撲、挫傷いずれも90%前後の患者が月10回以内に収まっているが、5%～10%の患者が月10回超となっている。厚労省の調査（協会けんぽ・国保・後期高齢者）と大きな傾向は変わらない結果となった。

○長期施術（治癒までの施術期間）について

・捻挫、打撲、挫傷いずれも約90%の患者が3ヵ月以内に治癒しているが、5%～10%の患者が3ヵ月超となっている。

・厚労省の調査（協会けんぽ・国保・後期高齢者）と3ヵ月以内に治癒する傾向は変わらないが、健保組合は1ヵ月目に治癒している患者の割合が最も高く、厚労省の調査は3ヵ月目に治癒している患者の割合が最も高くなっている。

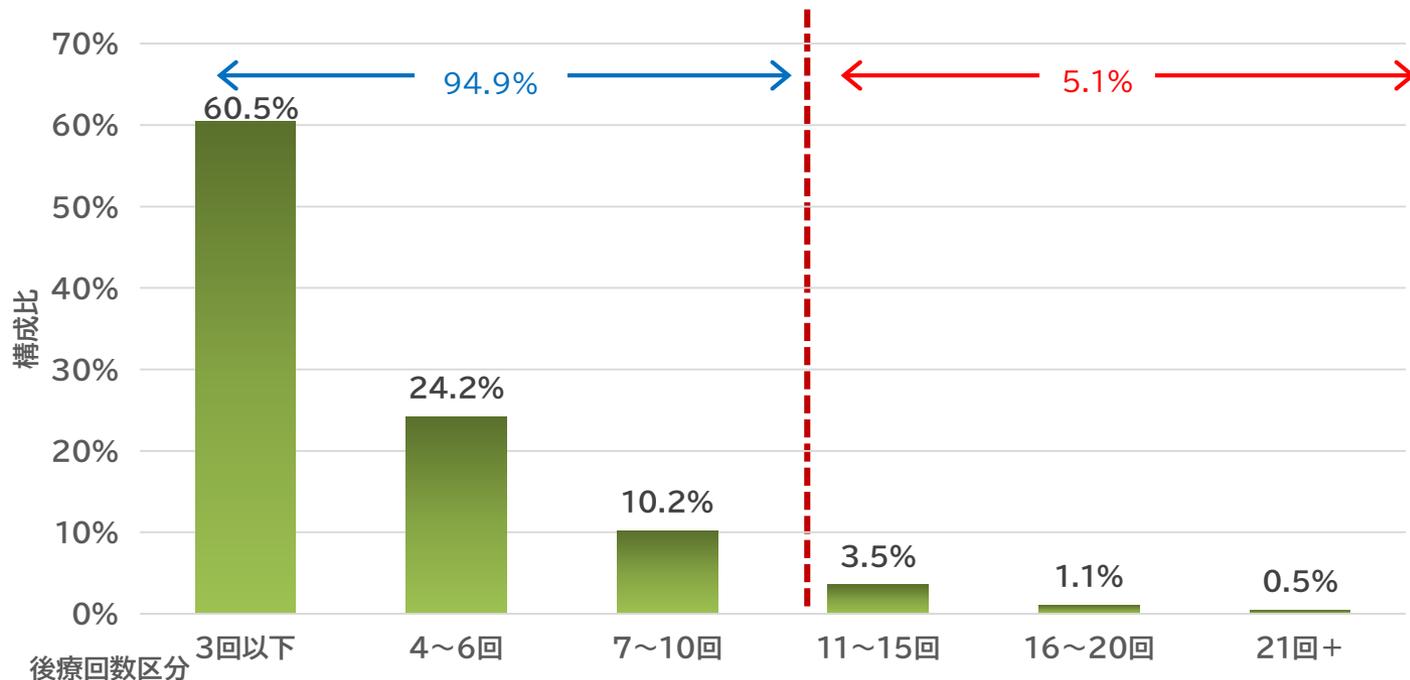
4.考察

上記の結果から、月10回超や3ヵ月超の患者が5%～10%存在することが確認された。特に両方に該当する長期かつ頻回の患者（部位転がし含む）は、必要以上の施術や他の内科的疾患等の可能性が考えられることから、直接、保険者が患者の健康状態等をより詳細に確認・把握することが保険者の責務であり、そのための方策が重要である。

柔整における長期・頻回施術の状況 【捻挫】 （後療の施術回数）【健保組合】

○後療の施術回数について、患者の約95%が10回以内に集中している。
一方で約5%が月に10回超となっている。

支給月における後療回数(捻挫)令和3年10月施術分



捻挫	3回以下	4~6回	7~10回	11~15回	16~20回	21回	計
割合 (%)	60.5	24.2	10.2	3.5	1.1	0.5	100
件数	49,192	19,720	8,301	2,873	868	367	81,321

集計対象: 令和3年10月施術分

N= 81,321

柔整における長期・頻回施術の状況 【捻挫】

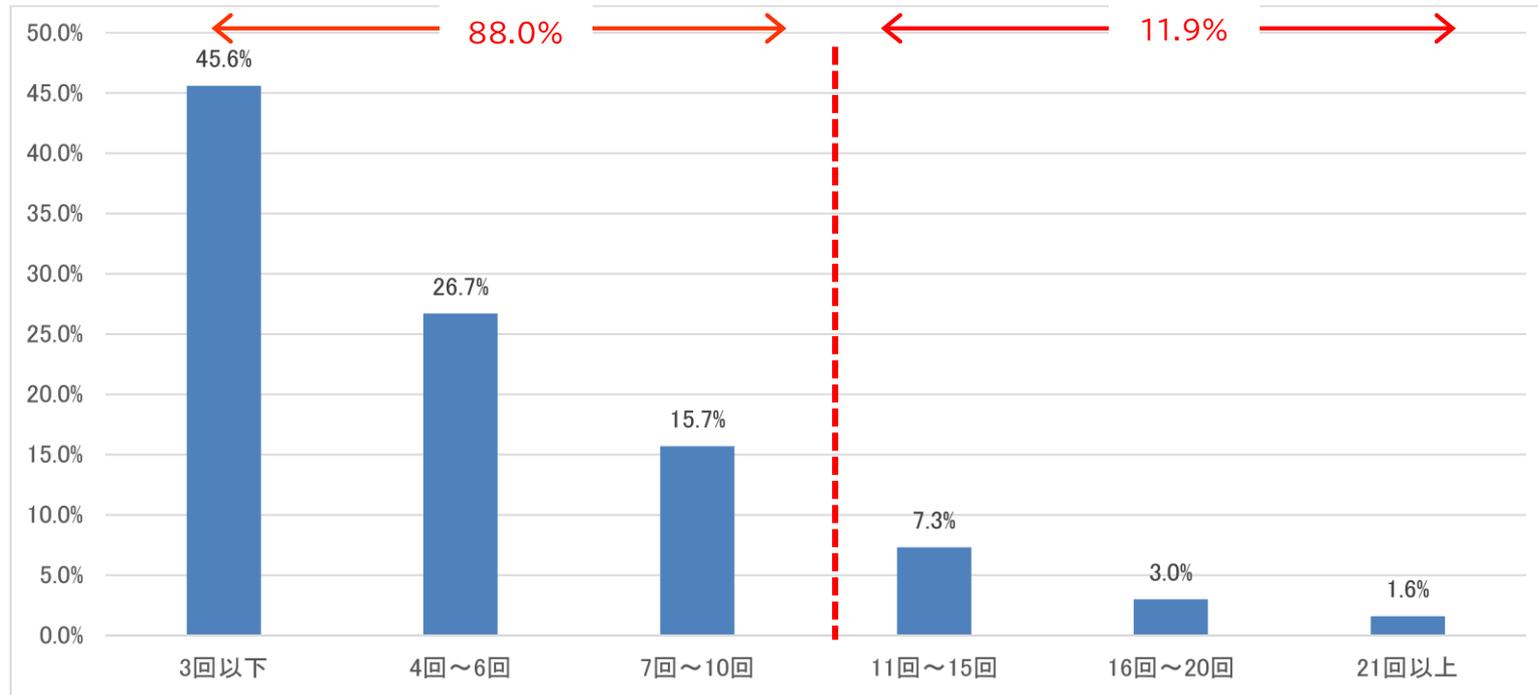
厚労省調査（後療の施術回数）【協会けんぽ・国保・後期高齢者】

参考

令和2年度療養費等の頻度調査の概要

柔 - 1
0 4.0 1.3 1

支給月における後療回数(捻挫)令和2年10月支給分



※ 以下の抽出率にしたがい抽出した令和2年10月に支給決定された柔道整復療養費支給申請書を元に分析
 全国健康保険協会管掌健康保険1/30、国民健康保険1/60、後期高齢者医療制度1/50

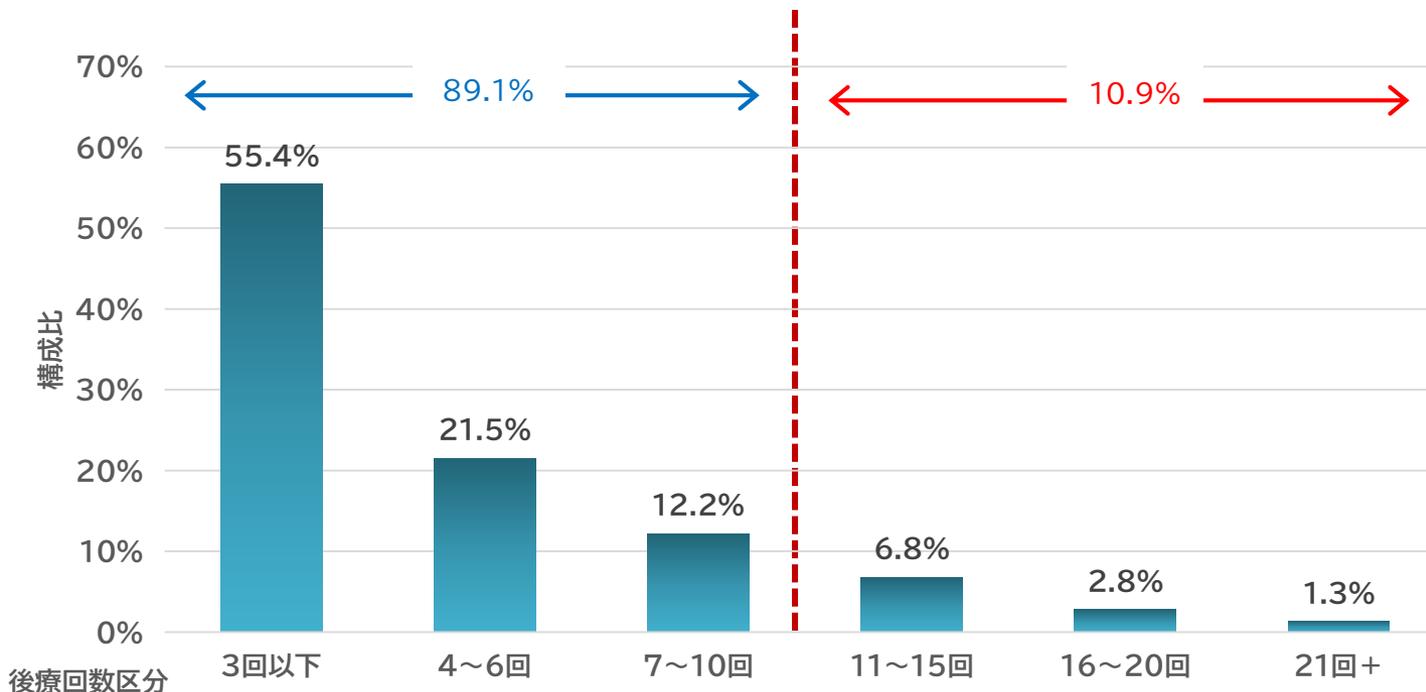
	3回以下	4回～6回	7回～10回	11回～15回	16回～20回	21回以上	計
構成比	45.6%	26.7%	15.7%	7.3%	3.0%	1.6%	100.0%
件数	35,665	20,903	12,318	5,747	2,365	1,214	78,212

令和4年1月31日療養費検討専門委員会資料を赤字部分のみ補足

柔整における長期・頻回施術の状況 【打撲】 （後療の施術回数）【健保組合】

○後療の施術回数について、患者の約89%が10回以内に集中している。
一方で約11%が月に10回超となっている。

支給月における後療回数(打撲)令和3年10月施術分



後療回数区分	3回以下	4~6回	7~10回	11~15回	16~20回	21回+	計
打撲	3回以下	4~6回	7~10回	11~15回	16~20回	21回	計
割合(%)	55.4	21.5	12.2	6.8	2.8	1.3	100
件数	1,321	512	290	162	66	32	2,383

集計対象: 令和3年10月施術分

N= 2,383

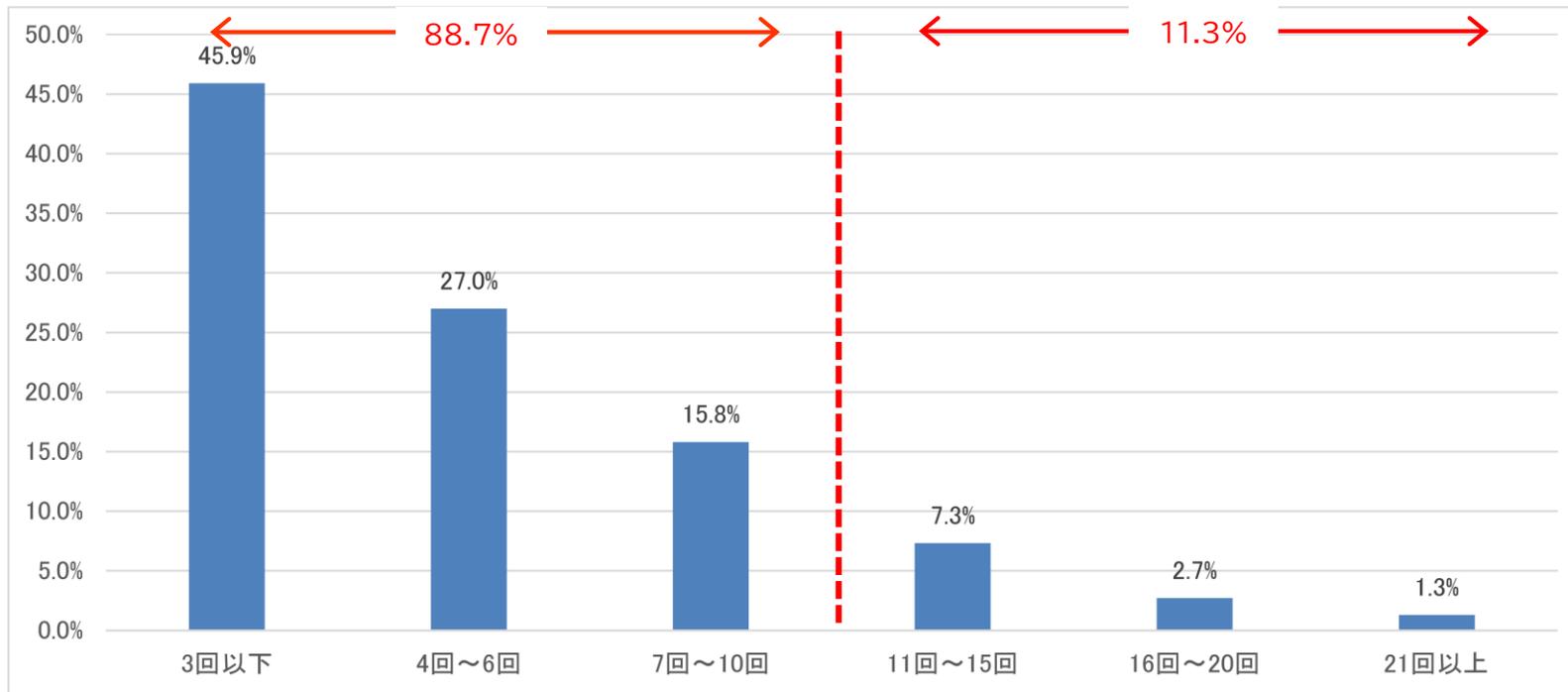
柔整における長期・頻回施術の状況 【打撲】（挫傷含む） 厚労省調査（後療の施術回数）【協会けんぽ・国保・後期高齢者】

参考

令和2年度療養費等の頻度調査の概要

柔 - 1
0 4.0 1.3 1

支給月における後療回数(打撲)令和2年10月支給分



※ 以下の抽出率にしたがい抽出した令和2年10月に支給決定された柔道整復療養費支給申請書を元に分析
全国健康保険協会管掌健康保険1/30、国民健康保険1/60、後期高齢者医療制度1/50

	3回以下	4回～6回	7回～10回	11回～15回	16回～20回	21回以上	計
構成比	45.9%	27.0%	15.8%	7.3%	2.7%	1.3%	100.0%
件数	18,532	10,927	6,392	2,934	1,094	535	40,414

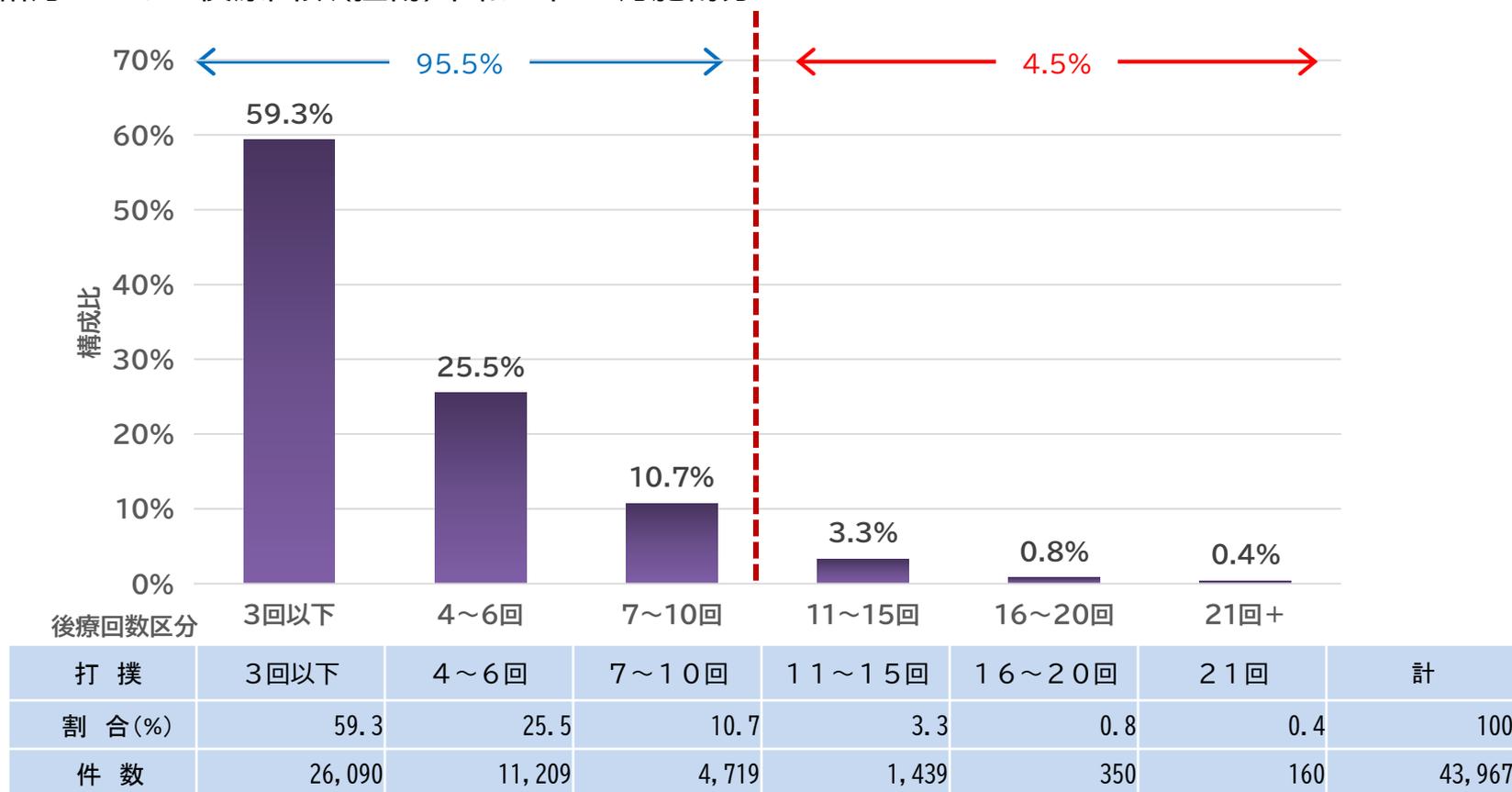
令和4年1月31日療養費検討専門委員会資料を赤字部分のみ補足

柔整における長期・頻回施術の状況 【挫傷】

(後療の施術回数) 【健保組合】

○後療の施術回数について、患者の約95%が10回以内に集中している。
 一方で約5%が月に10回超となっている。

支給月における後療回数(挫傷)令和3年10月施術分



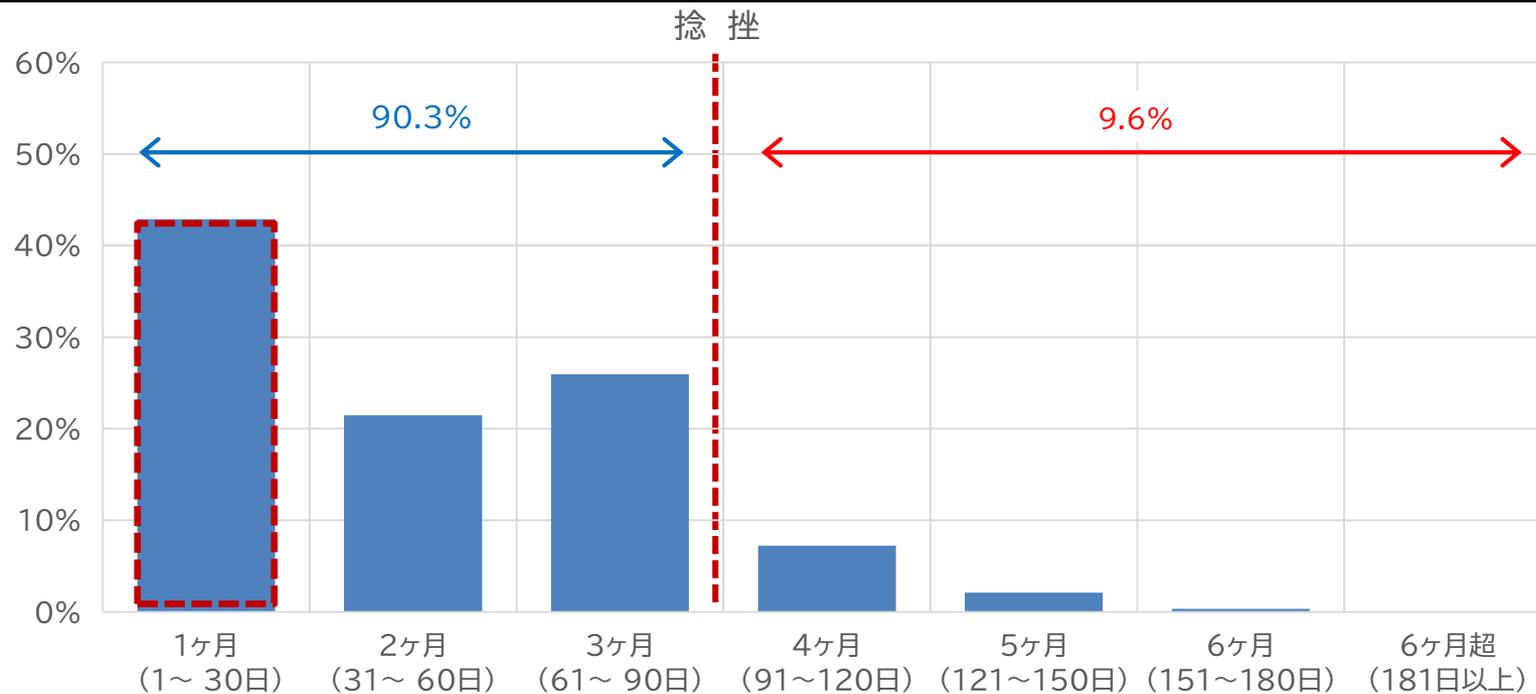
集計対象: 令和3年10月施術分

N= 43,967

柔整における長期・頻回施術の状況 【捻挫】

(治療までの施術期間) 【健保組合】

- 初検から治療までの施術期間について、約90%の患者が3カ月以内、約10%の患者が3カ月超。
- 施術期間が3カ月までに集中しており、特に1カ月目の割合が一番高い。



捻挫	1ヶ月 (1~30日)	2ヶ月 (31~60日)	3ヶ月 (61~90日)	4ヶ月 (91~120日)	5ヶ月 (121~150日)	6ヶ月 (151~180日)	6ヶ月超 (181日以上)	計
割合 (%)	42.9	21.5	25.9	7.2	2.1	0.3	0	100
件数	23,102	11,571	13,966	3,886	1,133	188	7	53,853

集計対象: 令和3年4月~9月施術分の内、転帰欄に「治療」の表記のあるもの

N=53,853

柔整における長期・頻回施術の状況 【捻挫】

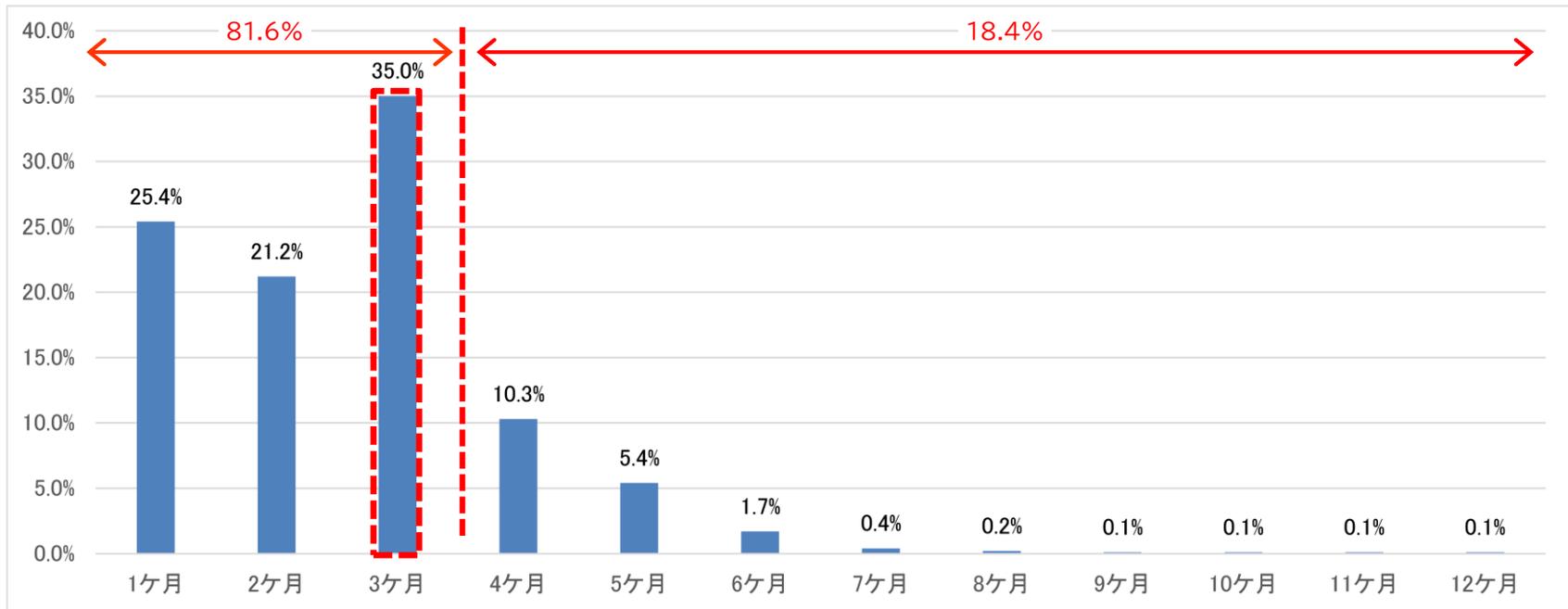
厚労省調査（初検月から治癒（中止）までの施術期間）【協会けんぽ・国保・後期高齢者】

参考

令和2年度療養費等の頻度調査の概要

柔 - 1
0 4.0 1.3 1

初検月から治癒又は中止までの施術月数(捻挫)令和2年10月支給分



※ 初検月を起算とし、治癒又は中止までの月数を集計。

(注) 初検日を含む月(ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月)から起算。

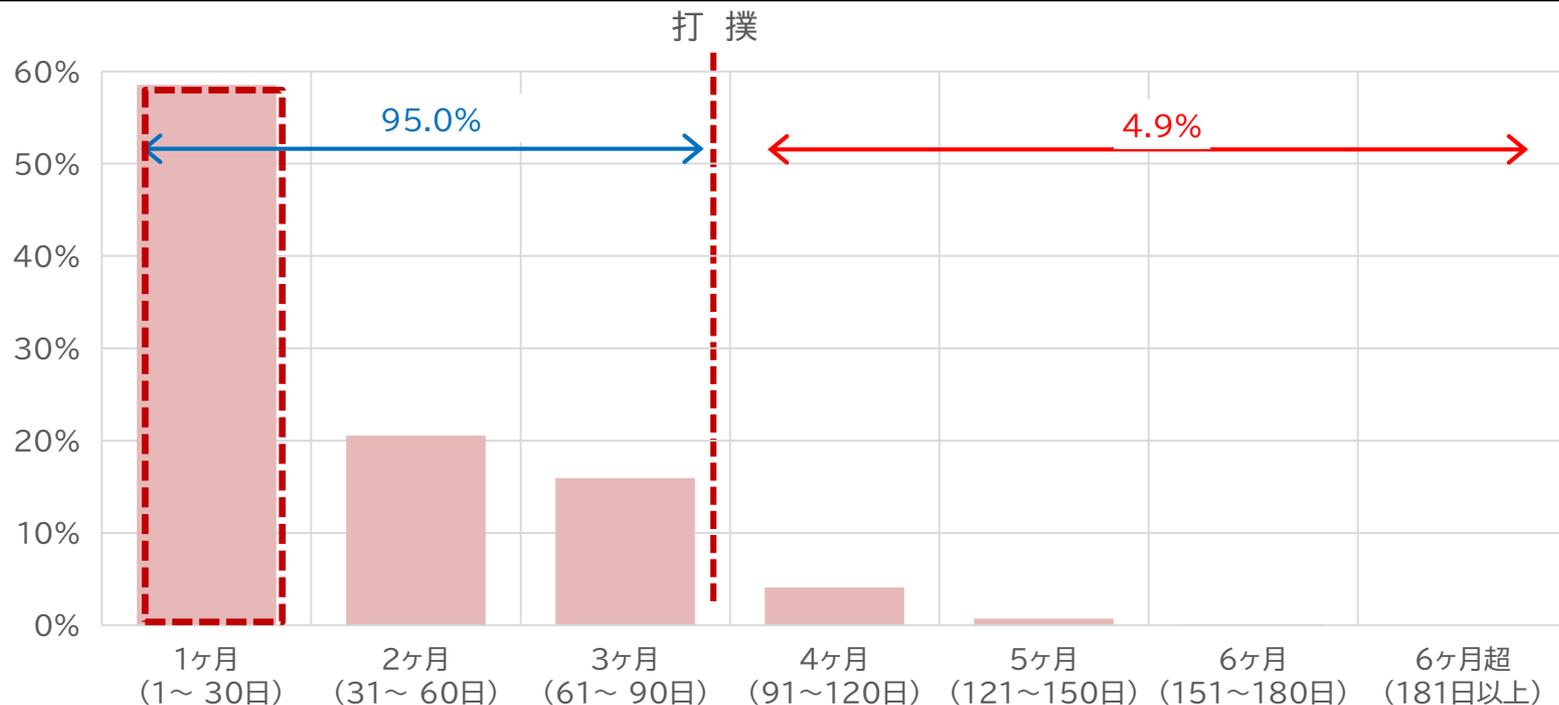
※ 以下の抽出率にしたがい抽出した令和2年10月に支給決定された柔道整復療養費支給申請書を元に分析
 全国健康保険協会管掌健康保険1/30、国民健康保険1/60、後期高齢者医療制度1/50

	月												計
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月	
構成比	25.4%	21.2%	35.0%	10.3%	5.4%	1.7%	0.4%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	100.0%
件数	4,201	3,504	5,788	1,697	890	280	72	27	14	16	14	20	16,523

令和4年1月31日療養費検討専門委員会資料を赤字部分のみ補足

柔整における長期・頻回施術の状況 【打撲】 （初検月から治癒までの施術期間）【健保組合】

- 初検から治癒までの施術期間について、約95%の患者が3カ月以内、約5%の患者が3カ月超。
- 施術期間が3カ月までに集中しており、特に1カ月目の割合が一番高い。



打撲	1ヶ月 (1~30日)	2ヶ月 (31~60日)	3ヶ月 (61~90日)	4ヶ月 (91~120日)	5ヶ月 (121~150日)	6ヶ月 (151~180日)	6ヶ月超 (181日以上)	計
割合 (%)	58.5	20.5	16.0	4.1	0.7	0.1	0	100
件数	1,442	506	393	101	18	3	0	2,463

集計対象：令和3年4月～9月施術分の内、転帰欄に「治癒」の表記のあるもの

N = 2,463

柔整における長期・頻回施術の状況 【打撲】（挫傷含む）

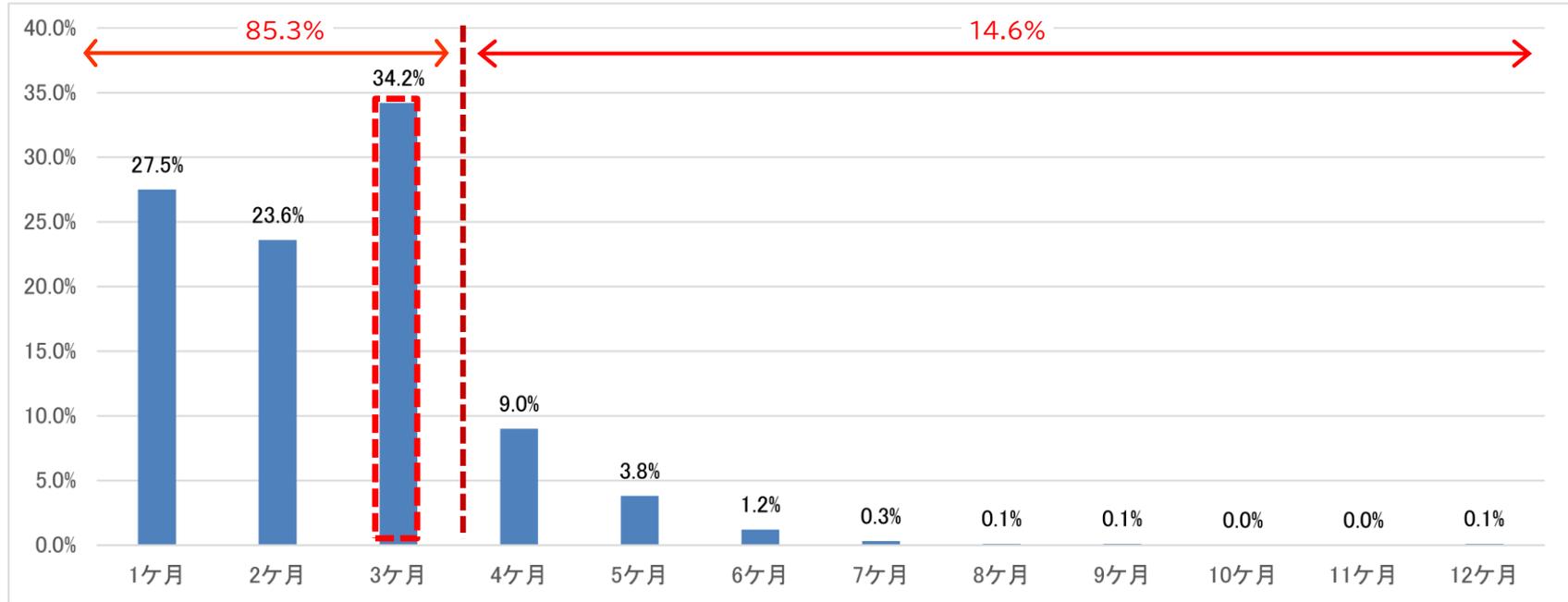
厚労省調査（初検月から治癒（中止）までの施術期間）【協会けんぽ・国保・後期高齢者】

参考

令和2年度療養費等の頻度調査の概要

柔 - 1
0 4.0 1.3 1

初検月から治癒又は中止までの施術月数(打撲) 令和2年10月支給分



※ 初検月を起算とし、治癒又は中止までの月数を集計。

(注) 初検日を含む月(ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月)から起算。

※ 以下の抽出率にしたがい抽出した令和2年10月に支給決定された柔道整復療養費支給申請書を元に分析

全国健康保険協会管掌健康保険1/30、国民健康保険1/60、後期高齢者医療制度1/50

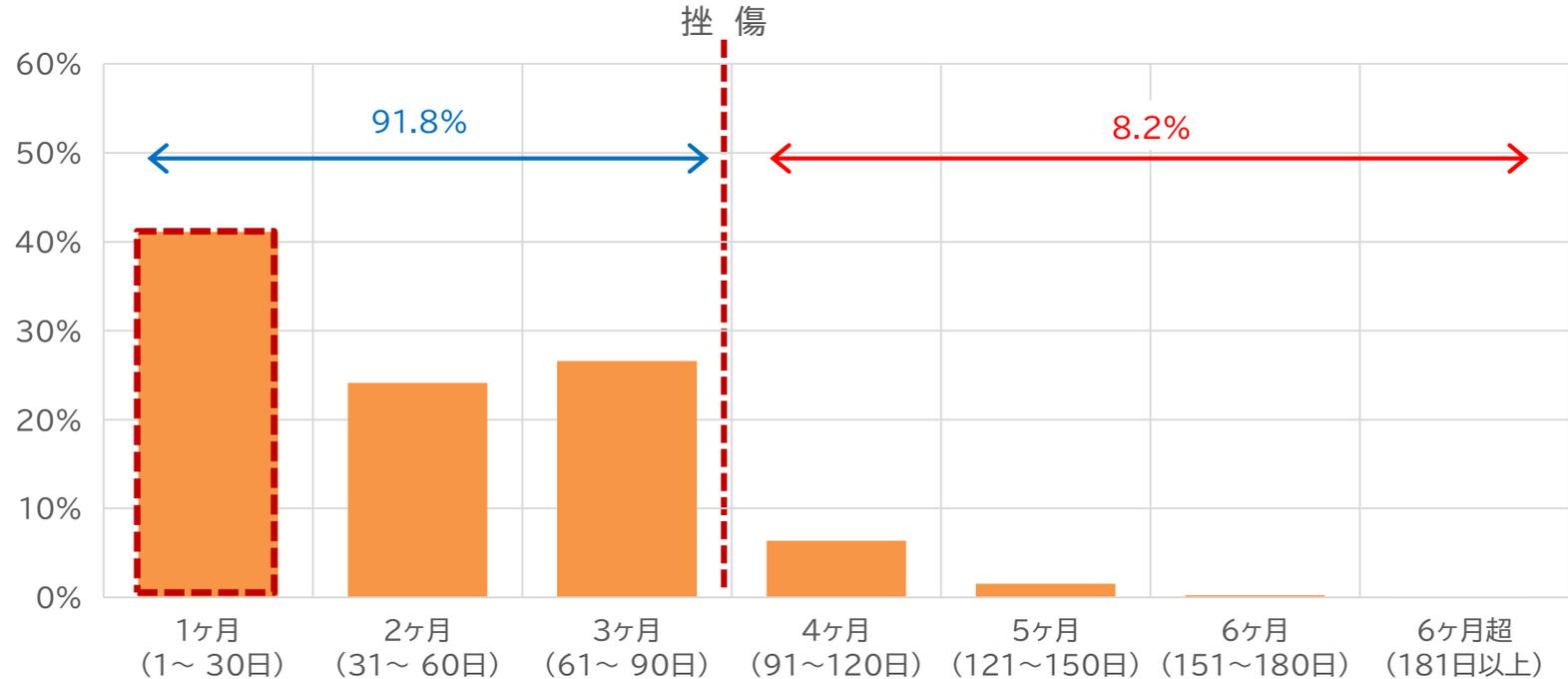
	月												計
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月	
構成比	27.5%	23.6%	34.2%	9.0%	3.8%	1.2%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	100.0%
件数	2,642	2,272	3,293	867	366	117	28	10	8	3	4	9	9,619

令和4年1月31日療養費検討専門委員会資料を赤字部分のみ補足

柔整における長期・頻回施術の状況 【挫傷】

(初検月から治癒までの施術期間) 【健保組合】

- 初検から治癒までの施術期間について、約90%の患者が3カ月以内、約10%の患者が3カ月超。
- 施術期間が3カ月までに集中しており、特に1カ月目の割合が一番高い。



挫傷	1ヶ月 (1~30日)	2ヶ月 (31~60日)	3ヶ月 (61~90日)	4ヶ月 (91~120日)	5ヶ月 (121~150日)	6ヶ月 (151~180日)	6ヶ月超 (181日以上)	計
割合 (%)	41.1	24.1	26.6	6.4	1.5	0.3	0	100
件数	13,083	7,675	8,449	2,023	487	82	2	31,801

集計対象: 令和3年4月~9月施術分の内、転帰欄に「治癒」の表記のあるもの

N=31,801